

第一種公衆電話の削減における実施内容等について

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話会社への総務省からの要請「電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講ずべき措置について（要請）」（令和4年2月28日付け）に対する両社からの回答

令和4年7月

事務局

第一種公衆電話の削減における実施内容等について

目次

1 第一種公衆電話の削減.....	2
(1) 第一種公衆電話の削減計画.....	2
(ア) 目標とする新たな設置基準に応じた台数.....	2
(イ) 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間.....	2
(ウ) 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み.....	2
(エ) 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方.....	3
(オ) 削減目標を達成するための具体的な方策 等	3
(2) 令和 4 年度における削減計画の実施内容.....	3
2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供	4

1 第一種公衆電話の削減

(1) 第一種公衆電話の削減計画

(ア) 目標とする新たな設置基準に応じた台数

今般の電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正により第一種公衆電話の設置基準が緩和されたことに伴い、設置の対象となるメッシュ数が概ね 3 分の 1 程度、設置台数の下限は 2.7 万台となります（別添 1）。

当社としては、災害や故障、道路工事等の外生的な要因による撤去も不可避免的に発生することから、そのような場合でも設置基準を下回らないよう、都道府県ごとにおおむね 1 割程度の余剰が必要と見込んでおり、最終的な設置台数を 3.0 万台とする考えです。

(イ) 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間

第一種公衆電話の最終的な設置台数を 3.0 万台とした場合、今後 7.9 万台の削減が必要となります。

第一種公衆電話の撤去にあたっては、工事に一定のリソースが必要となることや、公衆電話機を設置する施設の管理者等から工事の実施についての承諾を得る必要があること等から、最終的な設置台数の削減に至るまで一定の期間が必要になりますが、当社としては、2031 年度（令和 13 年度）末までに削減を完了するよう計画的に実施していく考えです。

ただし、設置施設の管理者等からの承諾が得られないもの等、場合によっては、それ以上の期間を要する可能性もあると考えております。

当社としては、ユニバーサルサービス交付金の低減による国民・利用者の負担の軽減に向け、可能な限り速やかに台数の削減に努めていく考えです。

(ウ) 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み

可能な限り早期に台数を削減していくこととし、当初 5 年間で全削減台数の 6 割を削減するよう計画をしており、具体的な各年の削減台数計画は、別添 2 のとおりとなります。

2022 年度（令和 4 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 5 年間（STEP1）では、同一敷地内に複数の公衆電話機が設置されているものや、公地に設置する公衆電話機等を重点的に削減する予定です。一方、2027 年度（令和 9 年度）から 2031 年度（令和 13 年度）の 5 年間（STEP2）は、個人事業の店舗等に設置する公衆電話機等の削減が多くなる予定です。

ただし、設置施設の管理者等からの承諾が得られないものが生じる等、削減の完了が 2031 年度（令和 13 年度）以降となる可能性もあると考えております。

今後削減を進める中で、実際の折衝状況等を踏まえ、必要に応じて、各年度の削減台

数計画を見直す考えです。

(エ) 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方

削減対象とする第一種公衆電話は、「社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段」としての位置づけを踏まえ、「メッシュカバー」と「社会的必要性（＝利用頻度）」を考慮して決定します。

具体的には、設置基準見直し後のメッシュごとに最も利用頻度の高い電話機を選定し残置する考えです。その際、利用頻度の高いのものが複数ある場合には、常時利用できる場所・人の目につきやすい場所を優先する等、設置場所の状況を考慮し選定します。これらの考えに基づくと、社会的要請が高いと想定される施設（病院/駅等※）に設置されるものについては、約半数程度を残置することになる見込みです。

（※総務省より実施された地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート（令和3年実施）の調査結果においても上位。）

(オ) 削減目標を達成するための具体的な方策 等

公衆電話機の台数削減には、工事や撤去の折衝に一定のリソースが必要となることから、工事や折衝に必要なリソースを随時増強しながら、2022年度（令和4年度）から2023年度（令和5年度）の当初2年程度で対応を一巡するよう速やかに折衝を進める考えです。

キャビネット型等の公衆電話機の撤去は、事前に設置施設の管理者等からの承諾を得る必要がある設置形態のものが多く、ダイレクトメールの送付に加え、設置施設の管理者等に対する電話・訪問等の個別折衝が必須となる場合もあるため、折衝リソースの確保が課題となります。そのため、これまで当該業務に従事してきたスキルや経験を有している社員について今後、退職による折衝人員の減少も見込まれることから、当社のグループ子会社等の人員も活用して体制の維持・強化を図っていく考えです。

ボックス型の公衆電話機の撤去は、電力線撤去や路面の原状回復等の工程に特別なスキルを要することに加え、往来の多い場所では工事が夜間のみ限定される等、工事リソースの確保が課題となることから、通信建設事業者と連携して増強を図ります。

また、これまで第二種公衆電話の撤去にあたってきたリソースについては、今後、可能な限り第一種公衆電話の削減のために振り向け、削減目標の達成を目指してまいります。

(2) 令和4年度における削減計画の実施内容

2022年度（令和4年度）においては、8,000台（東西各4,000台）の第一種公衆電話の削減を計画しています。

2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供

国民利用者への周知・広報としては、NTT 東西の公式ホームページ内において第一種公衆電話の削減に向けた取り組み等について、国民利用者や設置施設の管理者等に対して以下のような情報提供を行っていく考えです。

- 削減の必要性：公衆電話の利用は大きく減少、維持のための費用は必要な一方で、携帯電話の普及等の社会環境の変化に伴う効率化が求められていること 等
- 削減計画：削減に要するおおよその期間、台数の見込み 等
- 設置場所のオープンデータ化：自治体等から要望があった場合に提供
- 災害時用公衆電話の紹介：設置場所、利用方法 等

また、実際に削減する公衆電話機については、撤去期日を記載した張り紙を公衆電話機に掲示するとともに、設置施設の管理者等の要望がある場合には、その他の掲示物等によるご案内も実施していく考えです。

都道府県毎のメッシュ数・設置基準

別添1

<東日本>

都道府県名	①設置台数 (2021年度末)	②告示で定める最低限必要な台数(③×④)		
			③メッシュの 数の合計	④告示で 掲げる率
北海道	4,499	1,550	9,809	15.8%
青森	1,753	597	1,653	36.1%
岩手	1,315	468	2,642	17.7%
宮城	2,324	730	1,857	39.3%
秋田	784	273	1,771	15.4%
山形	1,306	447	1,431	31.2%
福島	1,980	619	2,427	25.5%
茨城	3,725	849	1,825	46.5%
栃木	1,977	531	1,502	35.3%
群馬	2,005	597	1,281	46.6%
埼玉	4,281	938	1,634	57.4%
千葉	5,818	1,065	2,036	52.3%
東京	14,596	1,165	1,356	85.9%
神奈川	6,123	1,164	1,543	75.4%
新潟	2,787	851	2,324	36.6%
山梨	1,065	358	728	49.1%
長野	1,645	488	2,214	22.0%
東日本計	57,983	12,690	38,033	—

<西日本>

都道府県名	①設置台数 (2021年度末)	②告示で定める最低限必要な台数(③×④)		
			③メッシュの 数の合計	④告示で 掲げる率
富山	774	226	770	29.3%
石川	1,024	315	1,018	30.9%
福井	860	306	803	38.1%
岐阜	1,715	534	1,783	29.9%
静岡	1,733	462	2,005	23.0%
愛知	5,084	1,333	2,305	57.8%
三重	1,038	333	1,402	23.7%
滋賀	1,320	379	838	45.2%
京都	1,752	550	1,293	42.5%
大阪	6,609	951	1,290	73.7%
兵庫	4,527	1,086	2,485	43.7%
奈良	1,289	347	764	45.3%
和歌山	965	330	979	33.7%
鳥取	827	232	758	30.5%
島根	1,241	317	1,520	20.8%
岡山	1,871	583	1,856	31.4%
広島	3,121	839	2,316	36.2%
山口	2,018	533	1,736	30.7%
徳島	544	185	841	21.9%
香川	542	161	619	25.9%
愛媛	922	333	1,438	23.1%
高知	965	363	1,305	27.8%
福岡	2,574	713	1,881	37.9%
佐賀	577	175	663	26.3%
長崎	980	341	1,374	24.8%
熊本	966	315	1,749	18.0%
大分	643	195	1,510	12.9%
宮崎	1,417	424	1,439	29.4%
鹿児島	1,519	542	2,176	24.9%
沖縄	1,255	439	749	58.6%
西日本計	50,672	13,842	41,665	—

5

東西計	108,655	26,532	79,698	—
-----	---------	--------	--------	---

削減台数の見込み

別添2

(単位：万台)

	STEP1					STEP2					STEP3	合計
	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032～2036年度 (令和14～18年度)	
東日本	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	STEP1、2で撤去 できない電話機が 出た場合に対応	4.4
西日本	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		3.5
東西計	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7		7.9

1 第一種公衆電話の削減

(2) 令和4年度における削減に要する費用の見込み

委員限り

<参考①>

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話会社への
総務省からの要請「電気通信事業法施行規則の一部改
正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講ず
べき措置について（要請）」（令和４年２月２８日付け）

総基料第 38 号
令和 4 年 2 月 28 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 福造 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等
に関し講ずべき措置について（要請）

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和 3 年 7 月 7 日情報通信審議会答申）及び「電気通信事業法施行規則の一部改正について」（令和 4 年 2 月 2 日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえ、本日、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 7 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行される予定である。

これらに関し、貴社におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられたい。

記

1 第一種公衆電話の削減

（1）今般の電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正では第一種公衆電話の設置基準を緩和しており、貴社においては、新たな設置基準（改正省令附則第 4 項による読替えを適用しないものをいう。以下同じ。）に応じた第一種公衆電話の削減が求められる。このため、第一種公衆電話を新たな設置基準に応じた台数にまで削減するための次の事項を記載した計画（以下「削減計画」という。）を定め、令和 4 年 6 月末までに総務省に報告するとともに公表し、速やかに実施すること。また、削減計画に大幅な変更が生じた場合は、当該変更内容を報告及び公表すること。

- ・ 目標とする新たな設置基準に応じた台数
- ・ 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間
- ・ 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み
- ・ 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方
- ・ 削減目標を達成するための具体的な方策 等

なお、削減計画の作成及び実施に当たっては、別添の総務省において実施した地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート（令和 3 年実施）の調査結果も参考にされたい。

- （2）令和 4 年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、上記（1）と併せて総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- （3）令和 5 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、前年度末までに総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- （4）令和 4 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度において、当該年度の削減実績及び削減に要した費用を含む削減計画の進捗について、当該年度経過後 5 か月以内までに総務省に報告し、削減実績について公表すること。

2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供の実施

今般の制度改正の趣旨を踏まえた上で、削減計画及び同計画の進捗の公表や、撤去する第一種公衆電話機ごとの周知を行うなど、第一種公衆電話の削減に関する利用者への適切な情報提供を実施すること。

情報提供の実施方法については、令和4年6月末までに総務省に報告すること。

以上

別添（総務省において実施した地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート（令和3年実施）の調査結果）については省略

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等
に関し講ずべき措置について（要請）

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和 3 年 7 月 7 日情報通信審議会答申）及び「電気通信事業法施行規則の一部改正について」（令和 4 年 2 月 2 日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえ、本日、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 7 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行される予定である。

これらに関し、貴社におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられたい。

記

1 第一種公衆電話の削減

(1) 今般の電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正では第一種公衆電話の設置基準を緩和しており、貴社においては、新たな設置基準（改正省令附則第 4 項による読替えを適用しないものをいう。以下同じ。）に応じた第一種公衆電話の削減が求められる。このため、第一種公衆電話を新たな設置基準に応じた台数にまで削減するための次の事項を記載した計画（以下「削減計画」という。）を定め、令和 4 年 6 月末までに総務省に報告するとともに公表し、速やかに実施すること。また、削減計画に大幅な変更が生じた場合は、当該変更内容を報告及び公表すること。

- ・ 目標とする新たな設置基準に応じた台数
- ・ 目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間
- ・ 毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み
- ・ 削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方
- ・ 削減目標を達成するための具体的な方策 等

なお、削減計画の作成及び実施に当たっては、別添の総務省において実施した地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート（令和 3 年実施）の調査結果も参考にされたい。

- (2) 令和 4 年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、上記（1）と併せて総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (3) 令和 5 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、前年度末までに総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (4) 令和 4 年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度において、当該年度の削減実績及び削減に要した費用を含む削減計画の進捗について、当該年度経過後 5 か月以内までに総務省に報告し、削減実績について公表すること。

2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供の実施

今般の制度改正の趣旨を踏まえた上で、削減計画及び同計画の進捗の公表や、撤去する第一種公衆電話機ごとの周知を行うなど、第一種公衆電話の削減に関する利用者への適切な情報提供を実施すること。

情報提供の実施方法については、令和4年6月末までに総務省に報告すること。

以上

別添（総務省において実施した地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート（令和3年実施）の調査結果）については省略

＜参考②＞

ユニバーサルサービス政策委員会（第 25 回）資料 2

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社説明資料
（第一種公衆電話・災害時用の 補填額算定の在り方について）

第一種公衆電話・災害時用公衆電話の 補填額算定の在り方について

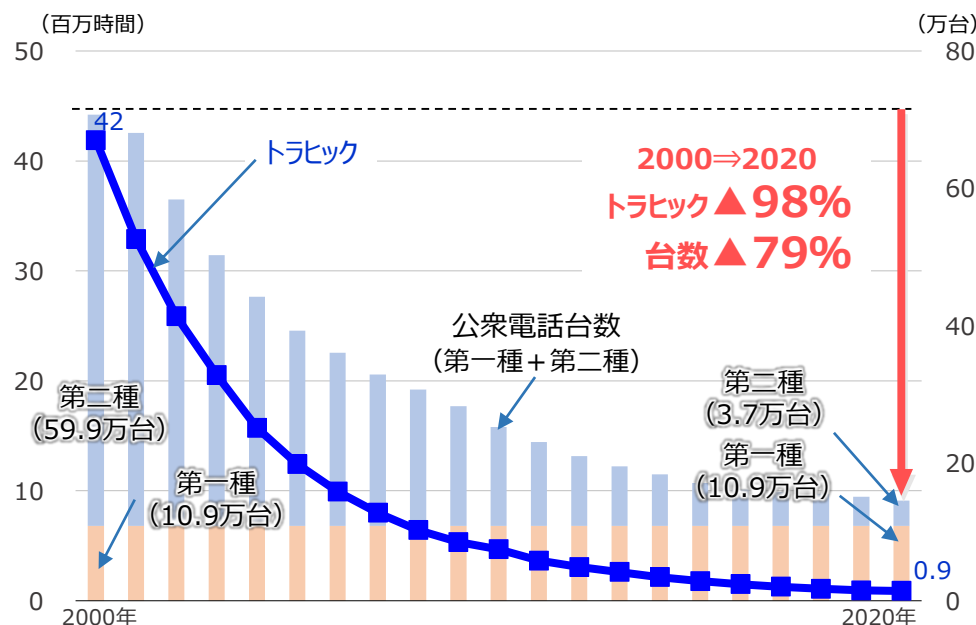
2022年2月15日

公衆電話を取り巻く環境変化

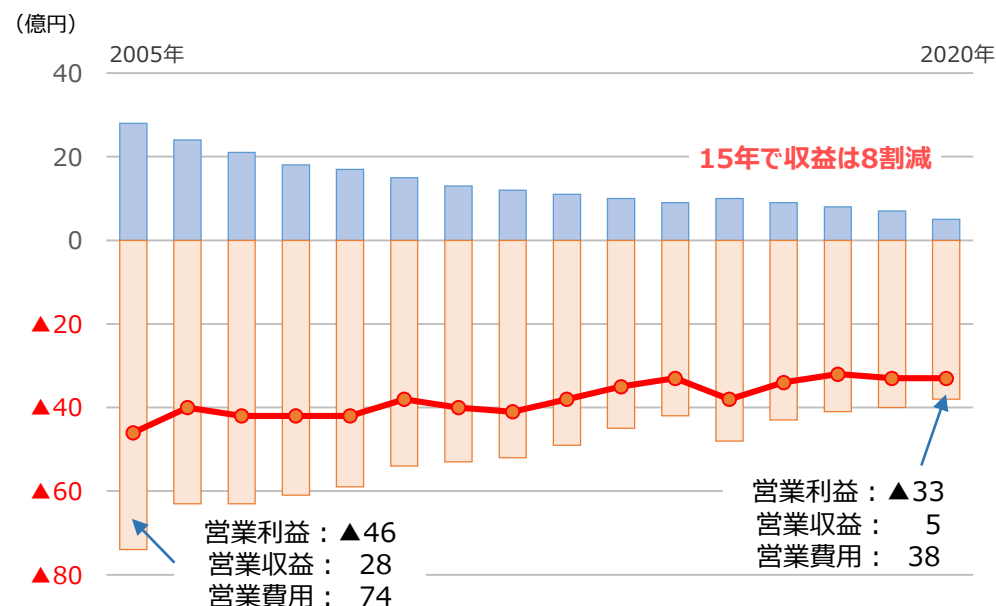
- 公衆電話は、これまで、「社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段」として、第一種公衆電話（市内通信・離島特例通信・緊急通報）がユニバーサルサービスの対象とされてきた
- 一方、モバイル端末の個人保有率は83%〔2020年時点〕※に達していることに加え、スマートフォンの普及に伴うSNSやチャット等、テキスト・映像中心のコミュニケーションが主流となっており、戸外における通信手段としての効用は相対的に低下
- 公衆電話の利用（トラヒック）は、約20年間で▲98%と激減しており、営業利益は赤字傾向が継続
- これらに伴い、公衆電話の台数は、約71万台（2000年）から約15万台（2020年、第一種約10.9万台、第二種約3.7万台）へと約20年間で▲79%減少
- こうした公衆電話を取り巻く環境変化を踏まえ、今般、第一種公衆電話の設置に関する基準を見直していただいたところ

※出典：「通信利用動向調査」（総務省）より
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

<第一種・二種公衆電話台数・トラヒックの推移（東西計）>



<第一種公衆電話の営業利益の推移（東西計）>

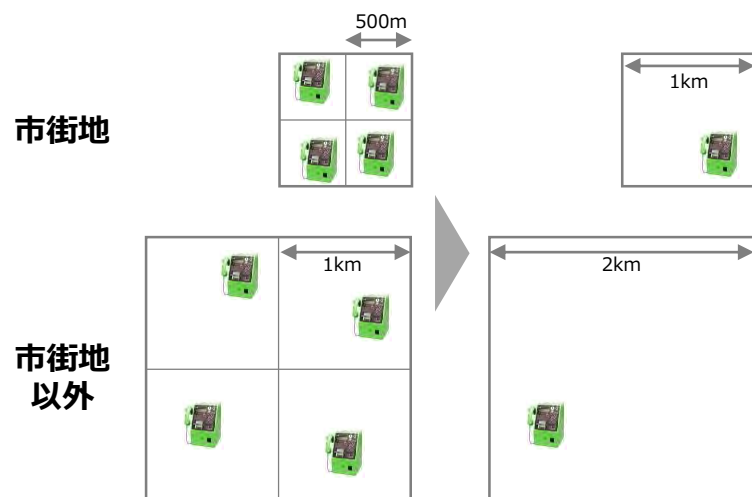


※基礎的電気通信役務収支表より

第一種公衆電話の台数削減の進め方

- 設置基準の見直しにより、対象メッシュ数が概ね3分の1程度となり、設置台数の下限は2.7万台となるが、災害や故障、道路工事等による外生的な要因による撤去も発生することから、そのような場合でも基準を下回らないよう1割程度の余剰は必要であり、**最終的な設置台数を3.0万台と想定**し、今後台数削減を進める予定
- 撤去対象は、公衆電話の「社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段」としての位置づけを踏まえ、「**メッシュカバー**」と「**社会的必要性（＝利用頻度）**」を考慮して決定
- 具体的には、設置基準見直し後のメッシュごとに最も利用頻度の高い電話機1台を選定し残置
（高利用のものが複数ある場合には、常時利用できる場所・人の目につきやすい場所等、設置場所の状況を考慮）
（残置の社会的要請が高いと想定される施設（病院/駅/小中学校等）は約半数程度を残置見込み）
- また、設置形態として、「設置施設の管理者等に委託して設置している電話機」と「当社が設置している電話機」があるが、**委託設置の電話機は、設置施設の管理者の承諾を得ながら撤去を進めていく**
- まずは、こうした考えに基づき対応を進めていくが、**実際の折衝状況等も踏まえ、第一種公衆電話の位置づけも考慮しながら対象の見直しも含めて検討予定**

<台数削減イメージ>



<施設ごとの設置台数（万台）>

	東日本	西日本	東西計	構成比
駅	0.5	0.3	0.9	8%
公共施設	1.0	1.0	1.9	18%
医療施設	0.4	0.3	0.8	7%
教育機関	0.4	0.4	0.8	8%
商業施設	1.7	1.1	2.8	25%
その他	1.7	2.0	3.7	34%
合計	5.8	5.1	10.9	100%

※2020年度末の設置状況、当該施設周辺への設置も含む

<設置形態>



ボックス型

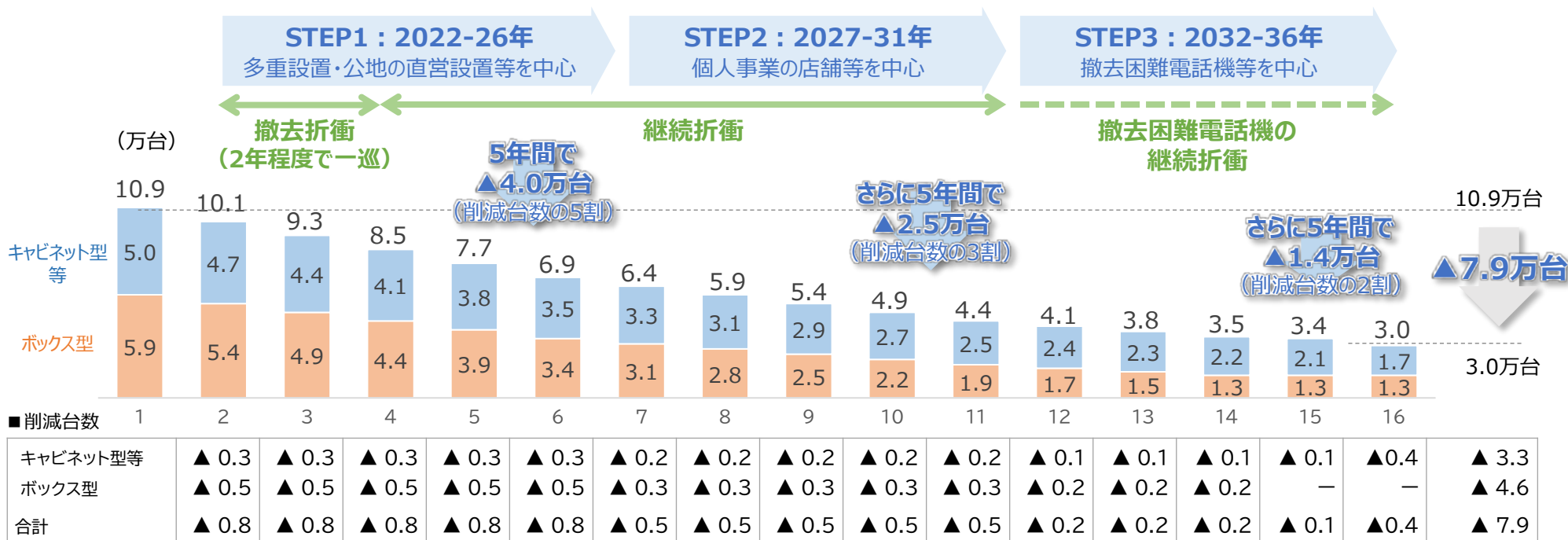


キャビネット型

第一種公衆電話の台数削減計画

- 最終的な第一種公衆電話の設置台数は3.0万台となり、**7.9万台の削減が必要となることから、撤去の折衝等を踏まえると、撤去には10～15年が必要**と試算（ボックス型：4.6万台、キャビネット型等：3.3万台）
- 当初5年間で削減台数の5割を撤去する等、**可能な限り早期に台数を削減**していく
- 具体的には、工事や折衝に必要なリソースも増強※しながら、**2年程度で対応を一巡するよう速やかに折衝を進め、撤去しやすいものから優先的に撤去**（STEP1：多重設置のボックス・キャビネット・公地の直営設置等を中心、STEP2：個人事業の店舗等を中心、STEP3：設置施設の管理者から撤去の同意を得られない電話機の対応を中心に実施予定）
- **実際の折衝状況等に応じて、各年の削減台数計画も、随時見直していく予定**

※ボックス型の撤去は、電力線撤去や路面の原状回復等、一定のスキルを要する工程があり、また、往来の多い場所では夜間対応が必要になる等、
 工員・工数の確保が課題だが、これまで約2,500台/年(移設等を含む)程度の状況に対し、通信建設業界とも連携して現状の2倍程度の確保を目指す
 ※キャビネット型等の撤去は、ダイレクトメールの送付に加え、設置施設の管理者に対する電話・訪問等の個別折衝が必須となる場合もあるが、退職による折衝人員の減少も見込まれることから、グループ会社の人員も活用し体制を維持・強化予定



■ 周知・広報については、HPのリニューアル等を含め、丁寧な対応を行う予定

• 公衆電話削減に向けた取組等をNTT東西公式HP内で発信し、利用者・設置者等へのお知らせを掲載

- ✓ 削減の必要性 : 利用は大きく減少、維持のための費用は必要な一方で、携帯電話の普及等の社会環境の変化に伴う効率化が求められていること
- ✓ 削減計画 : おおよその期間、台数の見込み 等
- ✓ 設置場所のオープンデータ化 : 自治体等から申請があった場合に提供
- ✓ 災害時用公衆電話の紹介 : 設置場所、利用方法 等

• 撤去対象の電話機ごとに撤去の旨の張り紙を掲示

(地権者・受託者にご承諾いただける場合にはその他の掲示物等によるご案内も検討)

第一種公衆電話の台数削減による費用の見通し

委員限り

- 台数削減に伴い、公衆電話機の保守等、台数に連動する費用の削減が見込めることから、最終的な維持費用は現状の年間38億円から [] となる見込み
- その際、撤去に要する費用(撤去費、除却損)については、累計で []

※2020年度実績（基礎的電気通信役務収支表より）をもとに台数削減に伴う費用削減効果を費用科目ごとに試算

※上記維持費用・撤去費・除却損はいずれも第一種公衆電話に係る費用全体のうちの市内通信相当分のみ（トラヒック比率（約4割））

※ユニバーサルサービス交付金の算定に用いる費用は、LRICモデルにより算定されることが営業費等に効率化係数が加味されることが、資本コストや利益対応税が含まれること等の点が、上記費用と相違

費用試算の考え方

- 台数削減による費用の見通しについては、下記の考え方により算出

科目	試算の考え方
営業費	・ 台数に連動しない費用（周知広報、テレホンカード販売に関する費用等） ・ 過去 5 年間の平均減少率を加味して推計
施設保全費	・ 故障修理や清掃、システム保守等に関する費用を、固定的費用と変動的費用に分けて算出 ・ 故障修理や清掃費のうち、遠隔地への移動に要する部分は固定的であるものの、市街地における移動ルートの効率化等による費用減を加味 ・ 故障修理や清掃費のうち、作業に要する部分は、台数に連動して減少（技術者不足等による単金上昇を加味） ・ システム保守等の費用は、毎年度固定的に発生するものとして見込む
減価償却費	・ 公衆電話機とアクセス回線部分は、台数に連動して減少（台数減による単価増を加味） ・ その他、管理・保守システム等の資産見合いについては、2020年度実績を据え置き
固定資産除却費 (除却損・撤去費)	・ 除却損※は減価償却費と同様の考え方で算出 ・ 撤去費※は台数に連動 ※設置基準見直しに伴う削減とは別に、災害や故障、道路工事等による外生的な要因による撤去にかかる費用
共通費・管理費	・ 営業費と施設保全費の増減率を加味して算出（公衆電話主管組織の費用は固定的費用のため、2020年度実績を据え置き）
その他 (租税公課等)	・ 租税公課（固定資産税、道路占用料等）については台数連動 ・ 租税公課以外については台数に連動しないため、2020年度実績を据え置き

第一種公衆電話の撤去にかかる工程・費用

<撤去工程>

**キャビネット型等
委託設置のもの**
(撤去単価：約5万円)

通常1か月程度

撤去交渉

撤去工事

委託契約の
解除

<期間を要する事例> 半年～数年程度

- ・ 設置施設の管理者から撤去の同意を得られない



**ボックス型等
直営設置のもの**
(撤去単価：約30万円)

通常1～2か月程度

撤去の事前調査
・工事調整

撤去工事

道路占有の
廃止届

<期間を要する事例> 3か月程度

- ・ 電力線の撤去やコンクリート破碎、路面復旧等の複数の工程に分かれており、工事業者が限られているため、スケジュール調整に時間を要する
- ・ 積雪の多いエリアでは雪解け後（1～2か月後）でなければ撤去できない



<撤去費用が高額となる事例>

- ・ 路面がインターロッキングブロック※により舗装されている場合、撤去後の路面の原状回復に高額の費用を要する（約30～50万円）
※コンクリートをお互いがかみ合うような形にし、レンガ調に組み合わせた舗装方法
- ・ 公衆電話設置場所の地下に敷設している配管を撤去する場合、路面の掘り起こし等に高額の費用を要する（数十万円/m）



インターロッキング
ブロック

第一種・災害時用公衆電話にかかる費用

委員限り

- 第一種公衆電話にかかる費用（実際費用・県間携帯着等含む）は []、内訳は下表のとおりであり、IP網移行による影響は僅少
- 事前設置型の災害時用公衆電話にかかる費用は []、アクセス回線の費用でありIP網移行の影響はない
- なお、IP網移行に伴い利用者料金が全国一律となることや、携帯電話等への通話も増加している中、戸外における通信手段の確保という本来の制度目的を踏まえると、第一種公衆電話のユニバーサルサービスの範囲を市内通信に限定する理由は薄れていると考えており、今後の環境変化等も踏まえ、将来的には費用負担の在り方も含めてユニバーサルサービスの範囲についての議論が必要

<第一種公衆電話>

（単位：億円）

	合計	市内通信等	県内市外等	県間・携帯等
主に回線にかかる費用				
主に端末にかかる費用				
主に交換機にかかる費用				
合計				

IP網移行
による影響

影響なし

低減見込み

ユニバーサルサービスの範囲

※基礎的電気通信役務収支表の2020年度実績をもとに設備区分別、通信先区分別(トラフィック比)の費用を推計

<災害時用公衆電話>

（単位：億円）

	金額
事前設置型にかかる費用	[]

IP網移行による影響なし

※現在認可申請中の2022年度適用の公衆電話機能の接続料に加算されている災害時用公衆電話の費用（屋内配線等の設置工事費・通話料は含まない）

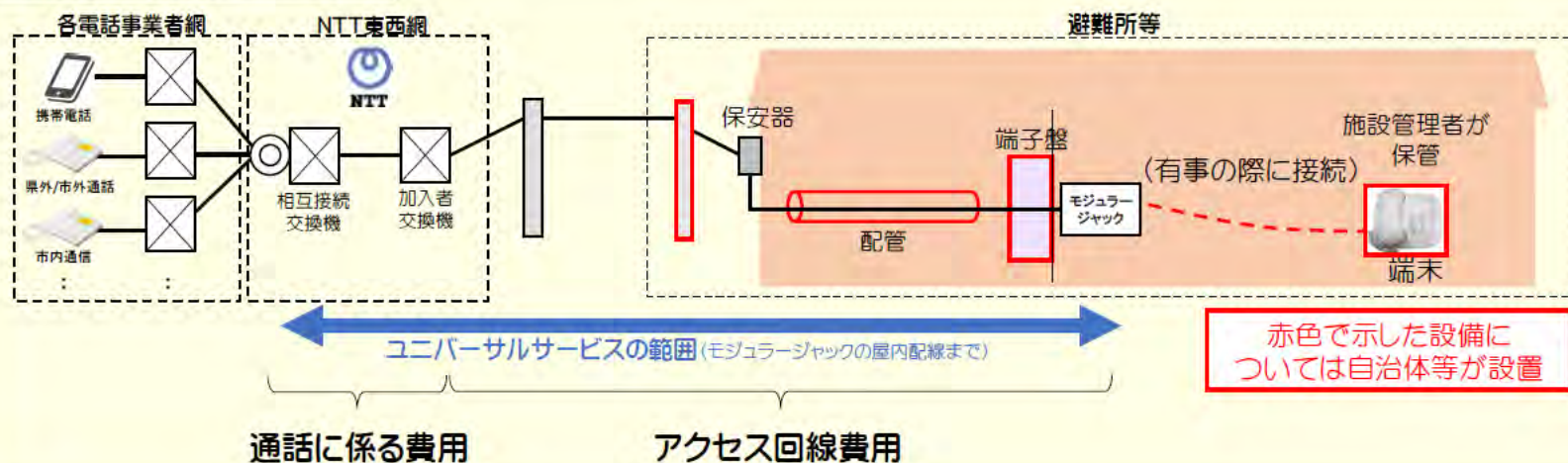
※災害時用公衆電話の電話機（端末）は施設管理者が設置するため、NTT東西の費用は発生しない

事前設置型の災害時用公衆電話の取り組み

- 東日本大震災以降、事前設置型の災害時用公衆電話の配備を進めており、電話機の準備・維持管理等について、自治体等の施設管理者の方の要望・同意・協力を得ながら、これまでに4.5万か所8.6万台を設置（2020年度末、東西計）
- 災害時用公衆電話が未設置の指定避難所も約4万か所程度存在。今後の設置台数の見通しを当社が示すことは困難だが、自治体からの要望を踏まえ、国民・利用者への負担にも留意しながら設置を進める考え

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 第24回ユニバーサルサービス政策委員会（2022.1.7）配布資料より

事前設置型提供イメージ



公衆電話の交付金による補填に関する当社の考え

■ 第一種公衆電話

- ・ユニバーサルサービスとして継続的に役務提供していくため、答申でも「効率化に必要となる撤去費用については、交付金の対象とすることが適当」とされたとおり、**撤去費用も含めた事業運営に要する費用について、補填の対象になると考える。**
- ・交付金全体としては、今後の第一種公衆電話の台数削減により中期的に抑制される見通し。
なお、第一種公衆電話の台数削減計画の初期段階には、撤去費用も含めた費用の総額は一時的に上昇する可能性があるものの、当社としては**できる限り早期に台数を削減していくことで、維持費用の早期抑制をめざしていく**考え。

■ 災害時用公衆電話

- ・これまで、災害時用公衆電話の維持コストについては、**公衆電話機能の接続料に加算することで、当社を含めた電気通信事業者全体で維持費を負担**してきたところ。
- ・**今後、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして維持していくことを踏まえれば、これに係るコストについては、原則、全額を補填の対象**として整理することが妥当。
- ・ユニバーサルサービス料の上昇を抑制する観点から、全額を補填の対象とすることが困難な場合、**補填の対象外となる部分については、今後も引き続き接続料で精算する等、負担の公平性を確保するための仕組みが必要。**

〔 災害時用公衆電話は、全ての事業者のお客様が通話料無料でご利用可能であるため、そうした仕組みがない場合、事業者間の公平性が確保されないこととなる。 〕